

原油高騰により影響を受けた 町内の運送事業者に対する支援制度のご案内



大郷町原油高騰対策運輸事業者等支援補助金

原油高騰により、厳しい経営状況に置かれている町内の運送事業者の皆様に対し、以下の支援を行います。

対象

- (1) 中小企業者等であって、町内で事業を営んでいる者
- (2) 貨物自動車運送事業（トラック運送等）、一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）、一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー等）※乗合バス等は対象外、自動車運転代行業のいずれかの事業を営む者
- (3) 引き続き事業を継承していく意思がある者

対象車両

補助金の交付の対象となる対象となる車両は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすもので、リース車両を含む。ただし、二輪自動車、被牽引自動車を除く。

- (1) 補助対象事業者が、令和4年9月1日から令和4年11月30日までの間、事業のために使用していること。
- (2) 宮城運輸支局又は軽自動車検査協会宮城主管事務所から交付された自動車登録番号標（ナンバープレート）を表示した車両であること。
- (3) 事業用であること。

支給額 補助金の上限額は20万円です。

- (1) 町内の事業所に所属する軽自動車 1台あたり3,000円
- (2) 町内の事業所に所属する小型自動車 1台あたり5,000円
- (3) 町内の事業所に所属する小型自動車、軽自動車以外の車両 1台あたり10,000円

申請期限

令和5年1月31日（火）

必要書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
 - ② 大郷町原油高騰対策運輸事業者等支援補助金 申請対象車両一覧（様式第2号）
※対象車両写真を添付していただきます。
 - ③ 運輸局からの自動車運送事業の許可書、更新許可書、運輸局への許可申請等のいずれかの写し。
自動車運転代行業においては公安委員会からの運転代行業の認定書の写し。
 - ④ 【法人】履歴事項全部証明書の写し 【個人】確定申告書の写し（令和3年度分）及び身分証明書の写し
 - ⑤ 対象車両全ての車検証の写し
 - ⑥ 振込先口座と口座名義がわかる通帳の写し
 - ⑦ 請求書（様式第4号）
- ※大郷町内の事業所所在地等が添付資料で確認出来ない場合、追加書類を求める場合があります。（納税証明書等）

問い合わせ・申請先

申請は、窓口へ直接お持ちいただくか、郵送で受付いたします。

大郷町農政商工課（窓口受付時間：平日8時30分～17時15分）

住所：大郷町粕川字西長崎5番地の8 電話：022-359-5503